

## 住民意見募集（パブリックコメント）の結果（案）

「上富良野町地域福祉計画（案）」について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりご意見をいただきましたので、町の考え方など概要についてお知らせします。

- 1 意見募集 上富良野町地域福祉計画（案）
- 2 募集期間 平成25年12月25日～平成26年1月25日
- 3 提出件数 1名5件
- 4 ご意見に対する町の考え方

### 【ご意見1】

- 1 福祉の4つの助け合いについて（2ページ）

町内の民間非営利活動やボランティア団体などが限られている状況では、地域内のほぼ全住民で組織されている住民会が「共助」の主役を担うしかなく、住民会活動をもっと強調した表現とすべきではないでしょうか。

### 【町の考え方1】

計画では、福祉の4つの助け合いである「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれバランスよくその役割を果たしながら協働で福祉活動に取り組むことが大切であるとしています。

そのような中で、自治会組織が担う役割は極めて大きなものがあることから、自治会による活動についても強調する表現といたします。

### 【ご意見2】

- 2 自治会表記について

随所に自治会という言葉が出てくるが、「自治会＝住民会」でよいか。それともほかの意味があるのでしょうか。23ページの「上富良野町における小地域ネットワーク活動の推進イメージ」では、「住民会」と表記されており、統一すべきではないでしょうか。（「自治会」では、住民会の人、自分たちが取り組んでいかなければならないことだという思いが強く働かないかもしれないので）

### 【町の考え方2】

この計画で述べている「自治会」とは、「住みよいまち」を実現するために、そこに住む人々が協働で地域内の様々な課題解決に取り組んでいく広い意味での組織をイメージしており、住民会はもちろん町内会あるいは班のほか、場合によっては老人会や子ども会等も含めたものとして位置付けています。

### 【ご意見3】

#### 3 防災体制の充実について（29ページ）

- ① 災害対策の基本となる「上富良野町地域防災計画」との関連を明記すべきでは。
- ② 災害時における要援護者の支援方策の表中、実施機関の関係団体とは何を指しているのか。住民会、自主防災組織等と明記すべきだと考えます。（関係団体ではインパクトがない）ぜひ、住民会等を巻き込んだ事業の展開をお願いしたい。
- ③ 災害対応体制整備で、「災害図上訓練等・・・」とあるが、非常に有効だと思います。住民会を通じて、要援護者のいる全町内会で図上訓練を行うよう取り組むことが望ましいと考えます。（はじめは町内会役員だけでもいいので）
- ④ 市町村によっては、車いすとアイマスク（目の不自由な人）を利用した支援訓練の手引きを作り、実施しているところもあります。訓練参加者が要援護者と支援者に分かれて、救助から避難所への避難までシミュレーションを実施することにより、必要な知識と技術を取得するとともに、要援護者の不安な気持ちを体験してもらうためです。ぜひ、「支援訓練の手引き」づくりを入れていただきたい。

### 【町の考え方3】

- ① 防災体制の充実での災害時における要援護者の支援方策について、災害対策の基本となる「上富良野町地域防災計画」に基づいた防災、避難体制が整えられるよう表記を整理します。
- ② 災害時における自主防災組織の役割は極めて重要であるので、明確に表記します。
- ③ 災害時に効果的に機能するような研究活動の実施に努めて参ります。
- ④ 災害時における要援護者への支援については、災害時に要援護者が円滑かつ迅速に避難することができるよう支援体制を整えておくことが重要であり、日頃からの要援護者に対する支援訓練は有効な手段であると考えます。

「支援訓練の手引き」の作成にしばられることなく、多様な状況の中で要援護者を支援できるよう日頃の訓練の中で身に付けてもらえるよう取り組んでいくことが重要と考えています。

#### 【ご意見4】

##### 4 防犯対策の推進、悪質商法等への対応（30ページ）

「関係機関団体」とあるのを「警察、上富良野町消費者協会、富良野市消費生活センター」  
と具体的に記載してはどうでしょうか。

また、「と連携を図り、相談窓口の周知に努め、被害の事前防止等、防犯対策の推進を図ります。と

してはどうでしょうか。

#### 【町の考え方4】

関係機関団体は、警察をはじめ消費者団体のほか生活安全推進協議会や更生保護機関、さらには自治会組織を含めて指したもので、これら機関団体との連携を通して、地域全体の防犯意識の高揚を図っていくことが重要と考えています。そういった意味が伝わる表現に修正いたします。

#### 【ご意見5】

##### 5 第5章の3計画の周知について（36ページ）

計画の周知は大事なことであり、ダイジェスト版を作って、住民会長、町内会長くらいまで配付してはどうか。

#### 【町の考え方5】

計画の内容については、広く町民に伝えることで町全体で地域福祉を推進することができるよう、周知に努めることとしております。

ダイジェスト版の作成は予定していませんが、町ホームページや出前講座等、あらゆる機会を通じ、住民への周知に努めたいと考えております。